

社会構造環境の変化に伴う今後の地域における行政政策の

在り方について(概観)③

政策分析官 綿谷 真一

1. はじめに

地方公共団体の役割は、地方分権の進展に伴い、責任範囲が拡大するとともに、人口減少、少子・高齢化といった社会環境の変化に的確に対応するため、益々その重要性を増している。また、社会的リソースが限られる中で、行政サービスを適切に提供していくためには、行政の効率化を図ることが重要であり、さらに、事務の複雑化・多様化・高度化・専門化の進展により、その適正化が重要な課題になっていくものと考えられる。これらについては、地方公共団体の規模等にかかわらず求められるものであり、住民による地方公共団体への民主的統制の充実を図っていくことが今後益々必要になっていくと考えられる。本稿においては、地方公共団体への民主的統制の充実を図っていく上で、地域行政の今後の在り方について、情報公開制度、パブリック・コメント制度(意見公募手続制度)及びオンブズマン制度の各観点から概観したい。

なお、本稿は、政策分析を目的として筆者個人の見解や分析調査結果の概要をとりまとめたものであり、筆者が所属する組織の考え方とは必ずしも一致しない場合があるのでご理解いただきたい。

2. 情報公開制度

(1)制度の概要等

情報公開制度の創設については、国レベルよりも地方レベルで先行し、市区町村では1982(昭和57)年に山形県金山町が、都道府県では翌1983(昭和58)年には神奈川県が、情報公開手続に関する条例を定めたのが嚆矢であり、それ以降、数多くの地方公共団体で制度化がなされた。

国においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が制定され、1999(平成11)年5月に公布、2001(平成13)年4月に施行された。また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」が制定され、2001(平成13)年12月に公布、2002(平成14)年10月に施行された。

制度の目的としては、国民主権の理念にのっとり、行政文書・法人文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関・独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、政府・独立行政法人等の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることと規定されている。対象機関としては、法律に基づき内閣に置かれる機関(内閣官房、内閣府等)、内閣の所轄の下に置かれる機関(人事院)、国の行政機関として置かれる機関(省、委

員会及び庁)及び会計検査院のほか、独立行政法人(全88法人)、国立大学法人(全86法人)、大学共同利用機関法人(4法人)、特殊法人(9法人)、認可法人(4法人)及びその他の法人(1法人)の合計で192法人(2016(平成28)年4月1日現在)となっている。対象文書(行政文書・法人文書)の範囲としては、行政機関の職員・独立行政法人等の役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、職員・役職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関・独立行政法人等が保有しているものとなっている。

開示請求権者としては、何人も行政文書・法人文書の開示を請求することができ、開示される文書の範囲としては、行政文書・法人文書に不開示情報が記録されている場合を除き、開示することとなっている。不開示情報の類型として、①個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等。ただし、法令の規定又は慣行により公にされている情報、公務員や独立行政法人等の役職員等の職に関する情報等は除く、②法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、非公開条件付の任意提供情報であって、通例公にしないこととされているもの等、③公にすると、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれる等のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報、④公にすると、犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報、⑤国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの、⑥国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、がある。不開示情報が記録されている場合であっても、行政機関の長又は独立行政法人等が公益上特に必要があると認めるときは、開示することができる。行政文書・法人文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該文書の存在を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

開示請求の処理手続きとして、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行い(30日の延長可)、開示請求された行政文書・法人文書が他の行政機関や独立行政法人等により作成されたものであるなどの場合は、その行政機関の長や独立行政法人等に対して事案を移送することができる。

開示決定等・開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、行政機関の長又は独立行政法人等は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。情報公開・個人情報保護審査会は、諮問庁に対し、審査請求に係る文書の提示(インカメラ審理手続)、審査請求に係る文書に記録されている情報を審査会の指定する方法により分類・整理した資料(ヴォーン・インデックス)の作成・提出等を要求することができる。また、その指名する委員に審査請求人等の意見の陳述を聴かせること等ができる。

地方公共団体は、情報公開法の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し、必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないこととされている。

地方公共団体が定める情報公開条例等は地方公共団体の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた条例等であり、その具体的内容としては、制度の目的、対象となる機関の範囲、開示対象文書の範囲、開示請求権者の範囲、開示請求の方法、開示手続き、不開示情報、費用負担、不服申し立て、救済機関、実施状況の公表等がある。「情報公開条例の制定状況等に関する調査」（2015(平成 27)年 3 月総務省)によると、2014(平成 26)年 10 月 1 日現在で、都道府県 47 団体(100.0%)、政令指定都市 20 団体(100.0%)、市区町村 1,719 団体(99.9%)、一部事務組合 760 団体(47.5%)、広域連合 101 団体(88.6%)が情報公開条例等を制定済みとなっている。

(2)今後の情報公開制度の在り方について

①開示請求権者等について

地方公共団体における開示請求権者の範囲については、判例上「基本的には当該地方公共団体の立法政策に委ねられている」とされている。この点、国の情報公開法においては、第 3 条において「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と規定されている。多くの地方公共団体においても、国と同様に「何人も」請求権を有するものと規定しているが、この「何人も」とは、開示請求権者がかなり広い範囲で認められている。しかし、住民以外に住民と同様の請求権を認めるかについては、立法政策上の問題であり、情報公開のコストの面も考慮に入れて、今後慎重な検討が必要であると考えられる。

また、地方公共団体における開示請求権は、住民自治を充実させる制度であり、広く住民に保障されなければならない。そのため、原則として、開示目的等によらず広く認めなければならないのはいうまでもないことである。しかし、実態として、開示請求権者が権利を濫用し、その対応に苦慮している地方公共団体も数多くあり、こうした開示請求について、どう対応するかが課題となってくる。国の情報公開法において、明文の規定がなく、総務省が定める情報公開法に基づく処分に係る審査基準においては、開示請求が権利濫用に当たる場合は、開示しない旨の決定を行い、「この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う」とされ、「行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる」としている。今後、こうした課題に対応するため、権利濫用である開示請求を拒否できる旨の条例の改正や、権利濫用に当たる開示請求の拒否の基準であるガイドラインの策定の検討が各地方公共団体において、重要になっていくものと考えられる。

②指定管理者、出資法人等の情報公開の促進

近年、行政の効率化や民間におけるノウハウの活用などを図るため、外部委託等が進展し、

国や地方公共団体以外の様々な団体が行政事務に携わる事例が増えてきており、従来は、国や地方公共団体が保有していた情報を国・地方公共団体以外の団体が保有することが多くなってきている。国においては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」が制定され、2001(平成13)年12月に公布、2002(平成14)年10月に施行された。一方、地方公共団体においては、指定管理者等に情報公開についての努力義務を課す場合が多い。努力義務を課す場合でも、一定の成果が期待できるが、住民自治の充実を図る観点から、今後、地方公共団体の行政事務を担っている指定管理者等に対し、情報公開を条例で義務づける等の措置の検討が重要になっていくものと考えられる。

③公文書管理の充実

情報公開と行政文書の管理は、車の両輪であり、行政文書管理は、情報公開を適切に実施していく上で、また、住民の権利利益を確保する観点からも極めて重要である。国においては、「公文書等の管理に関する法律」が制定され、2009(平成21)年7月に公布、2011(平成23)年4月に施行された。同法第34条では「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とされている。「公文書管理条例等の制定状況に関する調査」(2015(平成27)年3月総務省)によると、2015(平成27)年1月5日現在で、都道府県で46団体(97.9%)、政令指定都市で15団体(75.0%)、市区町村で1,568団体(91.1%)が公文書管理条例等を定めている。また、公文書館の設置については、都道府県で33団体(70.2%)が設置済み、未設置の都道府県14団体で、8団体(57.1%)が設置するかどうかを含め検討中、6団体(42.9%)が検討していないとなっている。また、政令指定都市では、7団体(35.0%)が設置済み、未設置の13団体で、2団体(15.4%)が設置に向けて検討中、7団体(53.8%)が設置するかどうかも含め検討中、3団体(23.1%)が検討していない、1団体(7.7%)が不要となっている。情報公開制度を担保する制度として、今後も、公文書管理条例等の制定、公文書館の設置など公文書管理の充実を更に図っていくことが必要である。

3. パブリック・コメント制度

(1)制度の概要等

パブリック・コメントとは、公的な機関が規則などを制定する際に、事前に広く公に(パブリック)意見など(コメント)を求め、その結果を施策に反映させることによって、よりよい公的サービスの提供を図るものである。

国レベルでは、行政手続法の改正により2005(平成17)年に制度導入され、意見公募手続制度と呼ばれている。この意見公募手続制度は、国の行政機関が命令等(政令、省令など)を定めようとする際に、事前に広く一般から意見を募り、その意見を参考にすることにより、行政運営の公正さや透明性の確保を図り、国民の権利利益の保護を図ることを目的としている。命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及び関連資料

をあらかじめ公示し、意見提出期間等を定めて広く一般の意見を求めなければならないとされている。また、命令等制定機関は、意見提出期間内に命令等制定機関に対し提出された命令等の案についての意見を十分に考慮しなければならないとされている。対象となる命令等とは、政令、府省令、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針である。ただし、適用除外に該当するものや命令等に該当しないものであっても各行政機関の任意により、意見公募手続が行われる場合がある。意見公募手続の流れとしては、案の策定、案の公示・意見募集、意見の考慮、命令等の策定、結果の公示ということになる。

地方公共団体は、同手続について、行政手続法の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

「意見公募手続制度の制定状況に関する調査」(2015(平成 27)年 3 月総務省)によると、2015(平成 27)年 1 月 5 日現在で、都道府県 46 団体(97.9%)、政令指定都市 20 団体(100.0%)、中核市 43 団体(100.0%)、特例市 39 団体(97.5%)、その他の市区町村 854 団体(52.1%)が意見公募手続制度を制定済みとなっている。また、その他の市区町村 130 団体(7.9%)が検討中となっており、都道府県 1 団体(2.1%)、特例市 1 団体(2.5%)、その他の市区町村 654 団体(39.9%)で予定なしとなっている。制定を予定していない理由として、①必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を実施している(45.7%)、②他の自治体の導入状況を踏まえて判断したい(42.5%)、③既存の仕組み(議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等)により意見聴取を実施している(39.0%)、④必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施している(27.3%)、⑤制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難(14.6%)、⑥制度導入による効果が期待できない(8.1%)等が挙げられている。

制定形式としては、都道府県では、条例が 4 団体(8.7%)、その他(要綱、要領、指針等)が 44 団体(95.7%)、政令指定都市では、条例が 9 団体(45.0%)、その他(要綱、要領、指針等)が 11 団体(55.0%)、中核市では、条例が 10 団体(23.3%)、規則が 2 団体(4.7%)、その他(要綱、要領、指針等)が 36 団体(83.7%)、特例市では、条例が 18 団体(46.2%)、規則が 2 団体(5.1%)、その他(要綱、要領、指針等)が 23 団体(59.0%)、その他の市区町村では、条例が 182 団体(21.3%)、規則が 29 団体(3.4%)、その他(要綱、要領、指針等)が 684 団体(80.1%)となっている。条例の制定・規定の方法は、都道府県では行政手続条例が 3 団体(75.0%)、その他の条例が 1 団体(25.0%)、政令指定都市では、意見公募手続条例が 3 団体(37.5%)、行政手続条例が 2 団体(25.0%)、その他の条例が 4 団体(50.0%)、中核市では、意見公募手続条例が 4 団体(36.4%)、その他の条例が 7 団体(63.6%)、特例市では、意見公募手続条例が 6 団体(33.3%)、その他の条例が 12 団体(66.7%)、その他の市区町村では、意見公募手続条例が 48 団体(26.4%)、行政手続条例が 13 団体(7.1%)、その他の条例が 122 団体(67.0%)となっている。

意見公募手続の対象案件としては、①施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更、②住民の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更、③住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の基礎となる方針、指針、計画等の策定もしくは

は改廃、④①～③以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃、⑤住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃、⑥⑤以外の条例の制定もしくは改廃、⑦住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任を受けた規則の制定もしくは改廃、⑧⑦以外の規則の制定もしくは改廃、⑨審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するために必要とされる基準)、⑩処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか判断するために必要とされる基準)、⑪行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項)、⑫その他、となっている。それぞれ、対象案件としている地方公共団体数(対象率)は、①974 団体(97.2%)、②466 団体(46.5%)、③452 団体(45.1%)、④295 団体(29.4%)、⑤842 団体(84.0%)、⑥476 団体(47.5%)、⑦215 団体(21.5%)、⑧124 団体(12.4%)、⑨92 団体(9.2%)、⑩91 団体(9.1%)、⑪111 団体(11.1%)、⑫348 団体(34.7%)となっている。

平成 25 年度に制定済団体において意見公募手続が実施された案件数の合計は、都道府県で 985 件、政令指定都市で 553 件、中核市で 416 件、特例市で 304 件、その他の市区町村で 2,996 件、計 5,254 件となっている。また、平成 25 年度に制定済団体において意見公募手続に対して提出された意見数の合計は、都道府県で 26,975 件、政令指定都市で 25,879 件、中核市で 8,608 件、特例市で 6,981 件、その他の市区町村で 30,192 件、計 98,635 件となっている。

(2)今後のパブリック・コメント制度(意見公募手続制度)の在り方について

①制定の推進

地方公共団体のパブリック・コメント制度(意見公募手続制度)の制定状況について、都道府県・政令指定都市等においては、かなり進展しているといえるものの、その他の市区町村では、未制定の地方公共団体も数多くあり、行政手続法の趣旨を踏まえると、未制定の地方公共団体においては、今後も制定を検討していくことが重要であると考えられる。

②対象案件の拡充

地方公共団体におけるパブリック・コメント制度(意見公募手続制度)の対象案件についてみると、方針、指針、計画、条例、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針などを対象案件にしていない地方公共団体も数多くあり、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てようというパブリック・コメント制度(意見公募手続制度)の従来趣旨から考えてみると、今後対象案件の拡充を検討していくことが重要であると考えられる。

4. オンブズマン制度

(1)制度の概要等

オンブズマンとは、国民(住民)の行政に対する苦情を受け付け、その権利・利益の擁護を図るため、中立的・公正な立場から調査を行い、勧告や意見表明等の措置を講ずることによって、行政の改善を図り、簡易迅速な問題解決を目指す第三者機関である。

オンブズマン制度の起源については、一般的に、1809年、スウェーデンにおいて制定された統治法典に明記され、翌年、議会で政府や裁判所の職務執行を監察するとともに、一般市民からの申立てに基づいて、苦情を処理するという任務を有する1名のオンブズマンが任命されたのが嚆矢とされている。議会によって任命され、行政統制機能と行政救済機能とを併せ持った独任制の機関であった。その後、オンブズマン制度は、世界各国に広まり、各国の現状を踏まえて、多種多様化していった。

国際オンブズマン協会の規約においては、協会の目的は、「(1)人権及び基本的自由の尊重、(2)法の支配の遵守、(3)効果的な民主主義、(4)公共機関における行政上の公正性と手続きの公平性、(5)公共サービスの改善、(6)説明責任を果たす開かれた政府、(7)万人が公正な扱いを受ける権利、以上7つに寄与することであり、会員は、この目的を支持する公的な機関・組織・個人」としている。また、「国、地域又は地方の管轄権を有する公的機関で、以下の条件を満たすものは、投票権を有する会員となる資格がある。(a) 国、州、地方の憲法又は法律に準拠する限りにおいて、第2条の目的及び理念の達成に向けた活動を実際に行うこと、(b)公的機関や公的事業による行政活動に対する国民の苦情を受け付け調査すること、(c)所掌について、どの公的機関からも機能的に独立していること。」としている。

我が国においては、国レベルでは、行政相談委員法に基づく行政相談制度があり、国、民間人のボランティアである行政相談委員や行政苦情救済推進会議が一体となって、オンブズマン的機能を果たして苦情の解決を促進している。行政相談委員は、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のために必要な助言をし、苦情等を関係行政機関に対して通知し、処理の結果を申出人に通知することなどを行っている。行政相談委員は、相談業務を通じて得られた様々な行政運営上の改善について意見を総務大臣に述べることができ、これらの意見を総務省が各府省に通知することなどにより、行政運営の改善を図っている。

我が国の地方公共団体における公的オンブズマンは、オンブズマンの職務の対象が行政全般におよぶ一般(総合)オンブズマンと特定の行政分野に限られる特殊(個別)オンブズマンに大別することができる。前者の嚆矢は、1990(平成2)年7月に条例が制定された川崎市の市民オンブズマンであり、後者の嚆矢は、同年9月に条例が制定された東京中野区の福祉サービス苦情調整委員といわれている。初期の一般オンブズマンの導入の背景には、政治や行政における不祥事の発生が契機となっているものが多く、例えば、川崎市では、助役によるリクルート疑惑問題が直接の引き金となって、市政に対する市民の不信感から、行政監視、市職員倫理の確立について市民の関心が高まり、1989(平成元)年11月の市長選挙において、オンブズマン制度導入を公約した候補が当選したことにより導入された。特殊オンブズマン導入の背景には、例えば、東京中野区における福祉オンブズマンの場合、「福祉サービス

の適用に係る区民の苦情を実施機関以外の公平な機関を通して処理することにより、区民の権利及び利益を擁護し、もって公正で信頼される区政の推進に資すること」と条例で目的が規定されている。公平な第三者機関を通して、福祉サービスの適切な提供を図ることにより、区民の権利及び利益を擁護することにその主眼が置かれている。

「平成 27 年度 地方公共団体における公的オンブズマン制度の実態把握のための調査研究報告書(平成 28 年 3 月)」(一般財団法人行政管理研究センター(総務省委託調査研究))によると、地方公共団体における公的オンブズマンの設置状況は、58(55 地方公共団体)となっており、設置を検討している地方公共団体は 3 団体となっている(2016(平成 28)年 2 月末現在)。58 の公的オンブズマンの内訳は、一般オンブズマンが 27、特殊オンブズマンが 31(福祉オンブズマン 27、人権オンブズマン 3、環境オンブズマン 1)となっている。設置形態についてしてみると、すべてが行政執行機関に設置されており、設置根拠についてみると条例によるものが 43、要綱によるもの 12、条例及び要綱によるもの 2、要項によるもの 1 となっている。また、公的オンブズマンの任命権者は、首長が 54、その他が 4 となっており、議会に任命権を置く地方公共団体はなかったが、首長が議会の同意を得て公的オンブズマンを任命(委嘱)する地方公共団体があった。

一般オンブズマンの職務の内容は、行政に関する苦情の処理(苦情救済)が 27、自己発意に基づく調査が 18、行政の非違の是正(行政監視)が 11、行政の制度改善(行政改善)が 27、その他が 3 となっている。苦情処理に係わる一般オンブズマンの職務の範囲は、地方公共団体の業務の執行に関する事項及びこれらの業務に関する職員の行為に関する事項とされている。また、一部の例外を除き、判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項、裁判所において係争中あるいは行政庁において不服申し立てを行っている事項、議会に関する事項等については、管轄外とされている。権限内容としては、「調査」が認められているものが 27、「意見表明」が認められているものが 24、「勧告」が認められているものが 21、「提言等」が認められているものは 12、「報告要求」が認められているものが 25、「公表」が認められているものが苦情等申立人に公表することを含め 27 となっている。

特殊オンブズマンの職務の内容は、行政に関する苦情の処理(苦情救済)が 31、自己発意に基づく調査が 8、行政の制度改善(行政改善)が 27、その他が 1 となっている。苦情処理に関する特殊オンブズマンの職務の範囲は、地方公共団体が実施又は関与する特定の業務に関する事項とされており、福祉オンブズマンの場合は、社会福祉法人等の公益法人等に対する苦情も対象としている場合が多い。判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項や裁判所において係争中あるいは行政庁において不服申し立てを行っている事項等が管轄外とされている。権限内容としては、「調査」が認められているものが 29、「意見表明」が認められているものが 20、「勧告」が認められているものが 21、「提言等」が認められているものが 7、「報告要求」が認められているものが 20、「公表」が認められているものが 23 となっている。

(2)今後のオンブズマン制度の在り方について

①独立性・中立性・公正性の確保

地方公共団体におけるオンブズマンの役割として、一般的には「苦情救済」、「行政監視」、「行政改善」の3つが挙げられるが、これらを適切に実施していくためには、第三者機関として、行政からの独立性を十分に確保する必要がある。オンブズマンをどの機関に設置するかによって分類すると、世界的にみると大別して、議会型オンブズマンと行政型オンブズマンがあるが、我が国の地方公共団体におけるオンブズマンは、いずれもすべて行政機関に設置する行政型となっている。このため、まずは、行政からの独立性を十分に確保することが重要であり、例えば、議会の関与を今後強めていく観点から、すでに実例にもあるとおり、設置根拠を議会の議決を経て制定される条例に求めるとともに、首長が議会の同意を得てオンブズマンを任用する制度の活用等の検討が必要であると考えられる。その際、オンブズマンに期待される第三者機関としての独立性・中立性・公正性に十分配慮することが重要である。

②行政相談制度との連携強化

行政相談制度において、市区町村には、総務大臣から委嘱された全国約5,000人の行政相談委員がいる。行政相談員は、市区役所・町役場等で定期的に相談所を開設し、苦情や意見・要望を受け付けている。実態上、地方公共団体の業務に対する苦情、要望の受付も行っており、地方公共団体に連絡・取り次ぎ等を行っているが、苦情処理等について、社会的資源が限られていく中で、行政相談制度との連携強化を更に図っていくことが今後益々重要になっていくと考えられる。

5. おわりに

私たちは、今まで経験したことのない人口減少と少子・高齢化という深刻な課題に直面している。地方公共団体の役割は、益々その重要性を増し、社会的資源が限られていくなか、行政サービスの効率化を図るとともに、行政サービスの提供をいかに確保していくかが問われている時代であり、また、地方公共団体の事務の複雑化・多様化・高度化・専門化の進展により、その適正化が重要視されている。これらについては、地方公共団体の規模等にかかわらず求められるものであり、住民による地方公共団体への民主的統制や行政監視が今後益々重要になっていくものと考えられる。本稿は、こうした認識の下、地方公共団体への民主的統制・行政監視の充実を図っていく上で、地域行政の今後の在り方の方向性について、情報公開制度、パブリック・コメント制度(意見公募手続制度)及びオンブズマン制度の各観点から概論的一考察を試みたものである。誌面に限りがあることなどの事情により、内容が十分に記述されていない部分もあると思うが、どうかご容赦願いたい。今後もこれからの地域行政の在り方について様々な観点からアプローチを図っていきたい。

参考文献等

- ・総務省ホームページ
- ・「情報公開条例の制定状況等に関する調査について」(2015 総務省)
- ・「公文書管理条例等の制定状況調査結果」(2015 総務省)
- ・「意見公募手続制度の制定状況に関する調査結果」(2015 総務省)
- ・「平成 27 年度 地方公共団体における公的オンブズマン制度の実態把握のための調査研究報告書(平成 28 年 3 月)」(2016 一般財団法人行政管理研究センター(総務省委託調査研究))

等